

下記の対象者は、沼津港水門展望施設の入場料が減免となります

対象	減免内容	減免手続
<p>小学校の児童、中学校の生徒及びその引率者が、教育課程に基づく教育活動として入場する場合</p>	<p>全額減免</p>	<p>「沼津港水門展望施設入場料免除申請書」により<b>事前申請</b>し、市が交付する減免を証する書面を入場時に窓口で提示する。</p>
<p>幼稚園の園児、保育所の幼児、幼保連携型認定こども園の園児及びその引率者が、幼児教育・保育課程に基づく活動として入場する場合</p>	<p>全額減免</p>	
<p>児童福祉法第6条の2の2に規定する「児童発達支援」及び「放課後等デイサービス」による支援を受給する者及びその支援提供者が、その支援活動として入場する場合</p>	<p>全額減免 ※支援提供者は、受給者1人につき1人に限る</p>	
<p>公用又は公益のため入場する場合</p>	<p>全額減免</p>	
<p>身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳若しくは難病の患者に対する医療等に関する法律（平成26年法律第50号）第7条第4項に規定する医療受給者証の交付又は同法第28条第2項の規定による指定難病にかかっている旨の証明を受けている者及び現に付き添って介護している者が入場する場合</p>	<p>全額減免 ※介護者は被介護者1人につき1人に限る</p>	<p>該当の手帳、医療受給者証又は登録者証を、入場時に窓口で提示する。</p>
<p>静岡県事業の「しずおか子育て優待カード」を持参した保護者に同伴する小人が入場する場合</p>	<p>全額減免 ※持参した大人は有料</p>	<p>「しずおか子育て優待カード」を、保護者が入場時に窓口で提示する。</p>